十四　利　子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（次号において規定する期日について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第七十六回）	一・九％	平成三十七年三月二十日	十五億円
利付国庫債券（二十年）（第八十回）	二・一％	平成三十七年六月二十日	十五億円
利付国庫債券（二十年）（第八十一回）	二・〇％	平成三十七年九月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第八十五回）	二・一％	平成三十八年三月二十日	三百十八億円
利付国庫債券（二十年）（第九十八回）	二・一％	平成三十九年九月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第百二回）	二・四％	平成四十年六月二十日	二十億円
利付国庫債券（三十年）（第一回）	二・八％	平成四十一年九月二十日	二百十二億円
利付国庫債券（三十年）（第二回）	二・四％	平成四十二年二月二十日	三億円
利付国庫債券（三十年）（第三回）	二・三％	平成四十二年五月二十日	十五億円
利付国庫債券（三十年）（第四回）	二・九％	平成四十二年十一月二十日	二十三億円
利付国庫債券（三十年）（第五回）	二・二％	平成四十三年五月二十日	十一億円
利付国庫債券（三十年）（第六回）	二・四％	平成四十三年十一月二十日	六億円
利付国庫債券（三十年）（第七回）	二・三％	平成四十四年五月二十日	五十億円

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　平成二十一年六月四日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された各発行対象国債の平均値の単利利回りとする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十一年六月九日

利付国庫債券（三十年）（第八回）	一・八％	平成四十四年十一月二十二日	三十四億円	四十三回、第四十五回、第四十六回、第四十七回、第四十八回、第四十九回、第五十回、第五十一回、第五十三回、第五十五回、第五十六回、第五十八回、第五十九回、第六十回、第六十四回、第六十六回及び第六十七回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
利付国庫債券（三十年）（第九回）	一・四％	平成四十四年十二月二十日	百十二億円		
利付国庫債券（三十年）（第十一回）	一・七％	平成四十五年六月二十日	十億円		
利付国庫債券（三十年）（第十二回）	二・一％	平成四十五年九月二十日	九十八億円		
利付国庫債券（三十年）（第十三回）	二・〇％	平成四十五年十二月二十日	八十八億円		
利付国庫債券（三十年）（第十四回）	二・四％	平成四十六年三月二十日	十億円		
利付国庫債券（三十年）（第十五回）	二・五％	平成四十六年六月二十日	二十億円		
利付国庫債券（三十年）（第十八回）	二・三％	平成四十七年三月二十日	二十億円		
利付国庫債券（三十年）（第十九回）	二・三％	平成四十七年六月二十日	五十三億円		
利付国庫債券（三十年）（第二十回）	二・五％	平成四十七年九月二十日	百四十億円		
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	六十八億円		
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	七十五億円		
利付国庫債券（三十年）（第二十五回）	二・三％	平成四十八年十二月二十日	二億円		
利付国庫債券（三十年）（第二十六回）	二・四％	平成四十九年三月二十日	七十五億円		
利付国庫債券（三十年）（第二十九回）	二・四％	平成五十年九月二十日	二億円		

○財務省告示第二百三十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年六月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月七日

財務大臣　与謝野　馨

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第二百七十四回、第二百八十六回、第二百九十回及び第二百九十一回）及び利付国庫債券（二十年）（第

二　発行の根拠法律及びその条項